

## 第103回鹿児島県公益認定等審議会の審議結果の概要

### 1 日 時

令和4年8月31日（水）午後2時～3時50分

### 2 場 所

鹿児島県庁 行政庁舎17階 17-A-2会議室（Web会議）

### 3 出席者の氏名

#### (1) 委員

采女博文委員（会長）、福元紳一委員、松枝千鶴委員、鳥丸聡委員

#### (2) 事務局

学事法制課，健康増進課，総務福利課，畜産課

### 4 審議対象法人（出席者）

一般社団法人鹿児島県調理師連合会（理事長1名，会計関係者1名）

### 5 報告対象法人（出席者）

公益財団法人鹿児島市水族館公社（常務理事1名，事務局1名）

公益社団法人鹿児島県獣医師会（会長1名，専務理事1名，事務局1名）

### 6 議事

議事1 審議会の公開・非公開について

議事2 諮問案件の審議について

#### (1) 変更認可審議案件について（1件）

- ・ 一般社団法人 鹿児島県調理師連合会

#### (2) 次回の継続審議案件について

#### (3) 答申について

議事3 報告事項について

#### (1) 報告徴収案件について（2件）

- ・ 公益財団法人 鹿児島市水族館公社
- ・ 公益社団法人 鹿児島県獣医師会

#### (2) 変更等の届出及び立入検査実施状況（令和3年度下半期分）

### 7 議事要旨及び議決事項

議事1 審議会の公開・非公開について

個人情報等の不開示事項の審議が必要となった場合は，委員に諮った上で非公開とする旨の議決がなされた。

## 議事 2 諮問案件の審議について

### (1) 変更認可審議案件について（1件）

議長が、申請法人に説明を求め、申請法人から、申請の概要について説明がなされた後、質疑が行われた。

### (2) 次回の継続審議案件について

本日の審議案件については、次回に継続しない旨の議決がなされた。

### (3) 答申について

議長が、本日の審議案件の答申案について事務局に説明を求め、その後、委員に諮ったところ、委員全員一致で答申案のとおり変更認可基準に適合すると認める旨の議決がなされた。

## 議事 3 報告事項について

### (1) 報告徴収案件について（2件）

#### ア 公益財団法人 鹿児島市水族館公社

議長が、審議会からの報告要求に基づき法人に報告を求め、法人から、平成31年4月3日付けで報告した再発防止策に基づいて適正に経理処理及び財産管理を行っていることや、新型コロナウイルス感染症の影響はあるものの、報告対象期間の公益目的事業が計画どおりに実施されたことについての報告がなされた。

次に、議長が、法人の報告について所管課に意見を求め、所管課から、報告法人については、再発防止のための措置が今後も継続して取り組まれることにより、適正な処理が図られ、公益目的事業を計画通り実施することにより、公益法人としての適正な運営が確保されることと考えるとの意見が出された後、質疑が行われた。

#### イ 公益社団法人 鹿児島県獣医師会

議長が、審議会からの報告要求に基づき法人に報告を求め、法人から、当時の会計担当者が検察において不起訴処分となったことや、使途不明金について法的手続による全容解明が困難であること、歴代役員からの協力金、会費の値上げ等により損害の回復が図られていること、会計処理規程や事務処理規程の一部改正等法人運営の健全化に向けた取組を行っていること、報告対象期間の公益目的事業が計画どおり実施されたことについて報告がなされた。

次に、議長が、法人の報告について所管課に意見を求め、所管課から、報告法人について、使途不明金の全容解明に至らなかったことや歴代役員の法的責任追及が困難となったことは法人において不透明な経理状況にあったことに起因していると考えられ、遺憾ではあるが、法人は再発防止対策を図るとともに、会計処理の適正化や監視体制の強化に努めるなど法人運営の健全化へ取組んでおり、財務状況についても、着実に損害の回復が図られていること、引き続き、公益法人として関係法令を遵守した適切かつ透明性のある法人運営を行うとともに、県獣医師会の信頼回復に努める必要があることから、今後とも定期的な立入検査等により取組状況を確認し、法人運営の健全化の監督、指導を継続する必要があると考える旨の説明がなされた後、質疑が行

われた。質疑の結果、今後の対応として、作成されている会計規程等の提出等、改めて報告徴収を行い、次回の審議会において、報告を求める旨決定された。

**(2) 変更等の届出及び立入検査実施状況について（令和3年度下半期分）**

令和3年度における公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第53条第2項において準用する同法第45条第1項の規定等に基づく鹿児島県公益認定等審議会への送付書類について報告した。また、令和3年度下半期分の公益法人への立入検査実施状況について、監督措置が必要と認められる法人はなかったことを事務局が報告した。